

ねんりんピック茨城 2007

テニス交流大会に全国からさわやかな長寿の風



地元の高校生たちが、担当する代表チームを応援し、選手との交流を深めました。

ねんりんピック茨城2007（第20回全国健康福祉祭いばらき大会）が11月10日から13日まで県内各会場で開催されました。筑西市はテニス交流大会の会場となり、全国から約450人の監督・選手を迎え、市民とのあたたかい交流と図ることができました。

開始式で選手宣誓をした
早川美枝子さん（左・幸町）



筑西市では、11月10日に明野公民館で開始式、11日・12日の2日間、県西総合公園と明野中央公園の2か所のテニスコートを使って競技を実施しました。試合では、年齢を超越した選手たちのすばらしいプレーが繰り広げられ、高齢者のみならずあらゆる世代に勇気と感動を与えてくれました。

またこの大会には地元の子どもたちや中・高校生、ボランティア団体など延べ2000人が参加し、選手の出迎えや汁物・湯茶の提供、会場の美化活動など大会運営を支えてくれました。多くの力が一つになって筑西市にさわやかな風が吹き抜けた3日間でした。



入賞した各チームに富山県三市長から賞状とメダルが贈られました。



会場では選手と高校生の交流が図られていました。



見事な演奏で全国からのお客様を出迎えた大和保育園の園児たち。

交流

10月20日、「新しい時代を拓く豊かなまちづくり・人づくり」をテーマに「第13回全国報徳サミット」を市民会館で開催しました。このサミットは、江戸時代後期に活躍した農政家・思想家「二宮尊徳」の教えを現在のまちづくりに生かそうと、尊徳にゆかりのある全国21の市町村が毎年開催しているものです。



基調講演をした
(社)大日本報徳社社長
しんむらじゅんいち
榛村純一氏 (元掛川市長)



中田 裕 市長
(桜川市)



富山 省三 市長
(筑西市)



福田 武隼 市長
(栃木県真岡市)



渡辺 一成 市長
(福島県南相馬市)



菅野 典雄 市長
(福島県飯館村)

報徳サミット

10000人を超える参加者が報徳仕法を学ぶ

筑西市大会

大会前日の10月19日には、市内に残る二宮尊徳ゆかりの史跡などを巡る視察会を開催しました。約50人の参加者らは、大町の中村美術サロン(中村兵左衛門氏宅)や中館観音寺を訪れ、尊徳の足跡を辿りました。

秋晴れの20日に開幕した「第13回全国報徳サミット筑西市大会」には、県内外から10000人を超える参加者が集いました。主催者の富山省三市長は「現在、地方自治体は厳しい財政運営を余儀なくされています。このような時期にこの地でサミットを開催し、二宮尊徳翁の報徳仕法に学ぶ意義は大きい」と歓迎のあいさつを述べました。引き続き、社団法人・大日本報徳社社長で元掛川市長の榛村純一氏が「日中両国で尊徳を見直す動き」と題した基調講演を行いました。

午後のパネル討論では、大泊信雄教育長がコーディネーターを務め、中田



裕桜川市長らパネラーの市町村長が報徳仕法とまちづくりについて熱心に意見交換を行いました。

最後に、参加者全員で尊徳の教えを今後のまちづくりに生かすことを盛り込んだ大会宣言を決議し、来年開催する静岡県掛川市に集うことを誓い合い、閉幕しました。



中館観音寺を視察する参加者のみなさん



会場には尊徳ゆかりの品々が展示されました。



おもてなし隊のみなさん手づくりの、報徳鍋とおにぎりが参加者に配られました。

ほかの地区の公民館講座にも
これからは参加できますね。

大谷^{やす}保さん（小栗）

公民館での習い事やお買い物などに、「のり愛くん」を週4回ぐらい利用しています。のり愛くんは、安い料金で、玄関先から目的地まで送迎してくれるととても助かります。また、のり愛くんのおかげで行動範囲が広がりました。これからは地元公民館だけではなく、下館地区の公民館などで開催される講座にも参加しようと思っています。今からわくわくしています。

 デマンドタクシー

のり愛くん活躍中

みなさんはもう利用しましたか？ まだまだ利用登録受付中です。



利用者の輪が広がっています。

ずっと使っていきたいから
みんなで応援しましょうよ。

中村みやさん（関館）

市民病院へは週3回ぐらい通っていますが、いつも「のり愛くん」を利用しています。のり愛くんを利用する前は、オートバイで通っていましたが、暑かったり寒かったり、雨に降られたり。のり愛くんはとても便利です。お友達や病院の患者さんにも「ぜったい利用しなさい」ってすすめているんですよ。



のり愛くんからのお願い

- 午前中は特に予約が混み合っており、電話がつながりにくくなっています。予約の電話は、利用日の2日前から受け付けていますので、早めのご予約をおすすめします。
- 予約の際は、予約が完了したことを確認してから電話をお切りください。途中で電話が切れた場合は予約ができていませんのでご注意ください。
- タクシー会社や車種（セダン型・ワゴン型）を指定することはできませんので、ご了承ください。
- タクシー（のり愛くん）の到着がわかるよう、タクシーの見える場所でお待ちください。その場にはいないときには、キャンセルとさせていただきますのでご了承ください。
- 予約をキャンセルする場合には、できるだけ早く予約センターへご連絡ください。

問い合わせ 企画課 内線 480・490

市役所一本庁窓口の時間延長を継続します

毎週木曜日は夜7時まで——ぜひ、ご利用ください——

市では、6月から試行的に進めてきた窓口延長を継続します。仕事などで平日昼間では役所に来ることができない市民のみなさんのために、毎週木曜日、戸籍や住民票、保険年金などの窓口を午後7時まで延長します。窓口延長で取り扱う業務は次のとおりです。



フロアマネージャーにお尋ねください

本庁1階に、フロアマネージャーを配置

市では、市民サービスの向上を目的に、本庁舎1階フロアに、窓口業務の案内などを行うフロアマネージャーを配置しています。

合併などにより、初めて市役所本庁舎に来られる市民のみなさんが増えており、戸惑うケースが見られます。このことから、特に市民サービスに直結する市民課業務や福祉業務などの窓口で「戸惑う」ことなく要件を済ませていただけるよう、混雑時などにフロアマネージャーを配置しています。腕章を付けた職員が対応しますので、お気軽に声をかけてください。

窓口延長で取り扱う業務

窓口	対象業務
市民課	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し、記載事項証明書の発行 ●戸籍の各種届出、証明書の発行 ●身分証明書の発行 ●死亡診断書の写しの発行 ●印鑑登録・廃止、証明書の発行 ●埋火葬許可書の発行 ●転入届・転出届・転居届・世帯変更届等 ●外国人登録原票記載事項証明書発行 ●自動車臨時運行許可証の発行 など
保険年金課	<p>【国民健康保険に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国保の資格取得または資格喪失の受付 ●被保険者証の再発行（紛失の場合のみ） ●葬祭費支給申請の受付 ●前期高齢者受給者証の再発行 <p>【国民年金に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●20歳到着者適用申請書の受付 ●資格取得等の受付 ●学生納付特例申請書の受付 など <p>【医療福祉に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療受給資格の変更届の受付 ●幼児月次更新手続き、ひとり親・重度心身障害者年次更新手続き ●医療福祉費県外受診支給申請書の受付 ●県内転出時のマル福受給証明書の発行 ●医療福祉受給者証の再発行 など <p>【老人医療に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老人医療受給資格の変更及び喪失届の受付 ●老人医療高額医療費支給申請書の受付 ●他市町村への転出時の負担区分証明書の発行 <p>【保険税に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険税の賦課及び還付の問い合わせ ●保険税の減免の問い合わせ など
こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所入退所、変更などの受付 ●児童手当などの受付 ●要保護児童対策事業（相談業務） ●父子家庭児童等及び交通遺児学資金支給の受付

ご注意ください

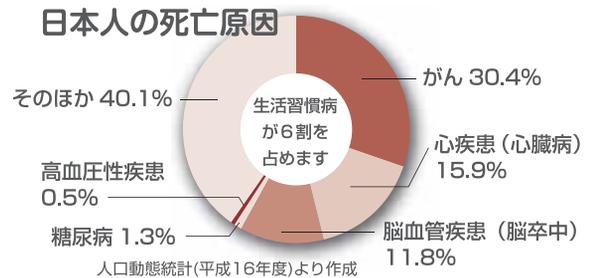
- ※上記の取り扱い事務のうち、ほかの市町村への照会・確認が必要となる場合は、即日対応ができませんので、事前に担当課へご確認ください。
- ※届出に関連して、ほかの諸手続きが必要な場合は、後日来庁をお願いすることがあります。
- ※時間延長に関しては、取り扱い業務に限られますので、事前に担当課へお問い合わせください。
- ※時間延長は、少ない職員での対応となりますので、多少お待ちいただくこともあります。

平成 20 年 4 月から 健康診断のしくみが大きく変わります

メタリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導がはじまります

来年 4 月から、メタリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査（特定健診）」「特定保健指導」が実施されることになりました。

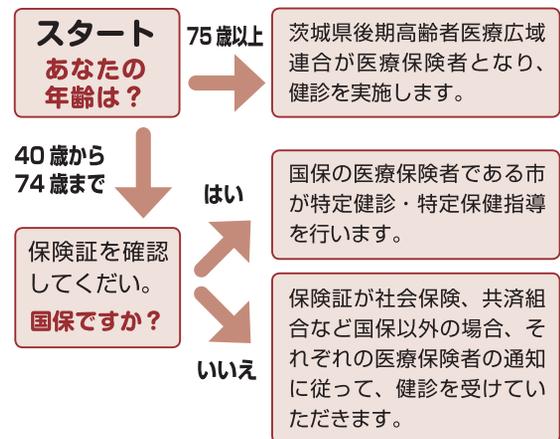
この制度改正に伴い、現在、市で行なっている「**基本健康診査**」がなくなり、新しく「**特定健診**」に変わります。



変更点① 健診の実施主体が市から加入している医療保険者へ変わります。

特定健診は 40 歳～74 歳の人を対象に、それぞれ加入している医療保険者の責任で行なわれます。そのため、健診の案内は各医療保険者から送付されてきます。

具体的には、現在、筑西市の国民健康保険に加入されている人は、市の保険年金課から特定健診の受診券が届くことになります。また、社会保険に加入している人については加入している各医療保険者から送付されてくることになります。これは本人のみではなく家族の人も同じようになります。そのため、特定健診は、それぞれ加入している医療保険者が指定する健診機関で受診することになります。



変更点② メタリックシンドローム予防のための新たな健診項目が加わります。

自分の腹囲を測ってみましょう

腹囲から、内臓肥満かどうかを知ることができます。腹囲が男性は 85 cm 以上、女性は 90 cm 以上であれば内臓肥満のおそれが高いです。

メタリックシンドローム（内臓脂肪症候群）になると、将来生活習慣病になりやすく、また心臓病や脳卒中などの病気の引き金になることがわかってきました。そこで、新しい健診では内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定などの項目が加わり、メタリックシンドロームの該当者・予備群をいち早くみつけられるようになります。

変更点③ 「特定健診」「特定保健指導」は義務化されます。

健診を受けることは、今の自分の身体の状態を知ることになります。その結果、生活習慣の見直しが必要と判断された人について、受診後のサポート体制が充実され、より必要としている人が必要なサポート（特定保健指導）を受けられるようになります。

※がん検診、女性検診、骨粗しょう症などの検診は、今までどおり実施しますので、市から配布される健康カレンダーや広報紙などに注意し、近くの会場で受診してください。

問い合わせ

- 国民健康保険・後期高齢者医療 —— 保険年金課 TEL 24-2111 内線 (236・243)
- 健康診査・がん検診など —— 健康増進課 TEL 22-0506

